

株主各位

第13期定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

目次

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要	1頁
2. 会社の支配に関する基本方針	6頁
3. 剰余金の配当等の決定に関する方針	6頁
4. 連結株主資本等変動計算書	7頁
5. 連結計算書類の連結注記表	8頁
6. 株主資本等変動計算書	21頁
7. 計算書類の個別注記表	22頁

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.oat-agrio.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しているものであり、1～7：監査等委員会が監査した書類及び、4～7：会計監査人が監査した書類の一部であります。

第13期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）

OATアグリオ株式会社

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）

当社は、2018年3月20日付で監査等委員会設置会社に移行しております。それに伴い、同日の取締役会において「内部統制システムの基本方針」を改定しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

（最終改定日：2018年3月20日）

[1] 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス推進のために「O A T アグリオ行動宣言」を制定し、代表取締役社長の直轄組織である「コンプライアンス委員会」を中心に、役員及び使用人に対するコンプライアンス教育及び啓発活動を行う。
- ② 財務報告に係る信頼性を確保するため、代表取締役社長の直轄組織である「内部統制推進委員会」によって、財務報告に関わる必要かつ適切な内部統制システムを整備するとともに、運用評価、改善に取り組む。
- ③ 法令・定款違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報制度を整備し、外部専門家による相談窓口を設置し、役員、使用人及び関係者からの報告体制を整える。
- ④ 内部監査室が内部監査を実施し、その内容を代表取締役社長に報告し、代表取締役社長は必要に応じて改善指示を行う。代表取締役社長が監査の内容に重大な問題があると判断する場合は取締役会に報告する。
- ⑤ 反社会的勢力及びその関連団体とは一切の関係を持たず、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

[2] 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役が出席する重要な会議の議事録や稟議書、契約書及び官公庁などに提出した重要な書類の写しは「文書管理規程」及びその他文書保存に関する規程に従い、文書または電磁的媒体に記録し各所管の責任のもと、適切に保存・管理する。取締役は、必要に応じてこれらの文書等をいつでも閲覧できるものとする。

[3] 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクの識別とそれに対する組織的かつ適切な予防策を講じるため、「リスク管理規程」を制定する。

- ② 代表取締役社長の直轄組織である「リスク管理委員会」を設置し、当社のリスク管理に関する方針決定と重要事項の審議を行い、当社のリスク管理の推進及び意識の浸透を図る。「リスク管理委員会」の活動内容は定期的に取り締役に報告されるとともに、内部監査室及び監査等委員会の定める監査等委員は、必要に応じて「リスク管理委員会」の開催する会議へ参加し、その活動状況の確認を行う。
- ③ 情報資産を適切に管理するため「情報セキュリティ管理規程」に基づきマニュアル等を制定する。各部署に情報セキュリティ管理責任者を選定し、「リスク管理規程」に基づき活動する「リスク管理委員会」の活動の一環として、情報漏洩及びシステム障害の予防や発生時の対応などの情報セキュリティに関する意識の高揚と徹底を図る。

[4] 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に従い、定例の取締役会を原則毎月1回開催することに加え、必要に応じて臨時開催することにより重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ② 年度総合予算及び中期経営計画は、「予算管理規程」に従い各部署で立案し、経営企画室で調整・編成した後に、取締役会の承認を経て、取締役と使用人が共有する全社的目標とする。この目標達成のために各部門の具体的業務及び会社の権限分配・意思決定は、「組織規程」「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に定め、各部署間での業務の重複や間隙が生じることを防ぐ。
- ③ 中期経営計画の期間は、3カ年を基本とし作成する。
- ④ 年度総合予算の進捗状況は、予算対実績の差異分析を行い毎月の取締役会に報告する。

[5] 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
イ. 主管部署は、「関係会社管理規程」に従い、子会社の管理の主管部署としての業務を担当し、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 当社の「リスク管理委員会」は、子会社を含む当社グループにおけるリスクの識別とそれに対する組織的かつ適切な予防策を講じる。

- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 「関係会社管理規程」に従い、重要な案件は当社取締役会の承認事項と定め、主管部署が起案し関係部署協議の上、代表取締役社長の承認を経て取締役会に付議し、取締役会で当該事項可否を決定の上、結果を子会社に通知する。また、重要な経営事項は定期的に主管部署に報告するものとし、適時に適正に子会社を管理する。
 - ロ. 子会社の財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、当社の「内部統制推進委員会」がその対応を図る。また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備及び運用状況については、子会社から定期的に報告を受け、子会社との協議や情報の共有を行い、適時・適切な指示・要請の伝達等を行う。
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社の「コンプライアンス委員会」は、子会社を含む当社グループにおける法令などを遵守した行動をとるための啓蒙・研修を行う。
 - ロ. 当社の内部監査室は、子会社の内部監査を実施し、子会社はこれに協力するものとする。

[6] 監査等委員会の業務の執行が支障なく行われるための以下の体制及び施策

- ① 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
 - イ. 内部監査室を監査等委員会の事務局と位置づけ、監査等委員会の補助を行わせる。
 - ロ. 内部監査室所属使用人の人事については、人事担当取締役と監査等委員会が協議する。
 - ハ. 内部監査室所属使用人に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査等委員会の同意を得る。
 - ニ. 内部監査室所属使用人については、監査等委員会を補助する職務に関して、監査等委員会の指揮命令に従う旨を、当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
 - イ. 内部監査室所属使用人は、監査等委員会による監査の補助に際しては、監査等委員会の指示に従ってその職務を行うものとする。

- ③ 次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会へ報告をするための体制
- a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法定事項に加え、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、これを直ちに監査等委員会に報告する。
- b. 監査等委員会は、職務の執行にあたり必要となる事項について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに当該報告を行うものとする。
- ロ. 子会社の取締役及び使用人からの報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制
- a. 子会社の取締役及び使用人は、法定事項に加え、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、窓口を通じてまたは直接に直ちにこれを監査等委員会に報告する。
- b. 当社監査等委員会は、職務の執行にあたり必要となる事項について、子会社の取締役及び使用人に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに当該報告を行うものとする。
- ④ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を子会社を含む当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑤ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑥ その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会の指定する監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議または各種委員会に出席し、必要に応じて意見を述べる。

ロ. 監査等委員会は、代表取締役社長及び会計監査人それぞれと定期的に会合をもち、監査上の重要課題について意見交換し、相互認識と信頼関係を深める。

ハ. 監査等委員会は、必要に応じ、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーを任用できる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めておりますが、当事業年度における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社では、「コンプライアンス委員会」を年4回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じてコンプライアンス体制の見直しを行いました。
- ② 当社では、「内部統制推進委員会」を年4回開催し、財務報告の信頼性の確保を図るために、社内体制の評価及び見直しを行いました。
- ③ 当社では、「リスク管理委員会」を年4回開催し、子会社を含む当社グループのリスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。
- ④ 当社では、定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。取締役会では事業計画の進捗をはじめとする業務執行状況に関する報告事項や、重要な意思決定である決議事項の審査において、社外取締役を交えた活発な意見交換がなされており、意思決定及びモニタリングの実効性が確保されていると考えております。当事業年度においては、取締役会を13回（書面決議を除く）開催いたしました。
- ⑤ 子会社を含むグループ会社につきましては、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理に努めました。
- ⑥ 内部監査室は、代表取締役社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部署を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長へ報告いたしました。
- ⑦ 監査等委員会については、合計14回開催され、木村委員は14回、小川委員は14回、荒木委員は9回出席いたしました。監査等委員会においては木村委員及び内部監査室長から最近の拠点往査の状況や、「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」、「内部統制推進委員会」での議論の内容について報告し情報を共有し、活発な意見交換を実施しています。また当事業年度については代表取締役との面談を2回、

各取締役（監査等委員である取締役を除く）との面談を1回実施しました。また監査等委員会のうち2名が指名・報酬委員会の委員に就任していますので、ここでの議論の内容について監査等委員会に説明し、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役の選解任等について、それぞれ監査等委員会としての同意を法令の定めに従って行っています。

⑧ 監査等委員の役割分担と常勤を置かない事由等

当社の監査等委員会は3名全員が社外取締役であります。木村委員を委員長及び選定監査等委員に選任し、内部監査室を監査等委員会事務局として位置づけて監査業務を遂行しております。内部監査室は社長直轄組織であるとともに監査等委員会の事務局を兼ねています。双方の指示が錯綜した場合の対応については、「内部統制システムの基本方針」に示したとおりであります。当社は常勤監査等委員を置いていませんが、木村委員は、定期的開催される重要会議には可能な限り出席し、また内部監査室と共同で監査を実施して生の会社の情報に触れ、現場の状況把握に努めております。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社では現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけた上、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も、中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、1株につき45円とさせていただきます。

なお、次期の配当金につきましては、1株当たり年間配当額45円（中間配当0円、期末配当45円）とさせていただきます。予定であります。

4. 連結株主資本等変動計算書

第13期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	461	2,404	5,907	△433	8,339
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	△25	—	△25
遡及処理後当期首残高	461	2,404	5,882	△433	8,314
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	2,261	—	2,261
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
自己株式の処分	—	6	—	25	32
剰余金の配当	—	—	△237	—	△237
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	6	2,024	25	2,056
当連結会計年度末残高	461	2,410	7,906	△408	10,371

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る調整 累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	83	△172	45	△43	825	9,122
会計方針の変更による 累積的影響額	—	△0	—	△0	△0	△25
遡及処理後当期首残高	83	△172	45	△43	825	9,096
連結会計年度中の変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	2,261
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0
自己株式の処分	—	—	—	—	—	32
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△237
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△11	805	△89	704	91	796
連結会計年度中の変動額合計	△11	805	△89	704	91	2,853
当連結会計年度末残高	72	632	△44	660	917	11,949

5. 連結注記表

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨て表示しております。

(1)連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

[1] 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 25社
- ・主要な連結子会社の名称 旭化学工業株式会社
潤禾（舟山）植物科技有限公司
Asahi Chemical Europe s.r.o.
OAT&IIL India Laboratories Private Limited
PT.OAT MITOKU AGRIO
LIDA Plant Research, S.L.
ENSOFO LA GRANJA S.L.
株式会社インプランタインノベーションズ
Blue Wave Holding B.V.

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社養液土耕栽培研究所
OAT Pakistan Private Limited
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

[2] 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 2社
- ・主要な会社等の名称 (関連会社)
Braun GmbH
株式会社むさしのタネ

- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
- ・ 主要な会社等の名称 (非連結子会社)
株式会社養液土耕栽培研究所
OAT Pakistan Private Limited
 - ・ 持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

[3] 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、OAT&IIL India Laboratories Private Limitedの決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

[4] 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- イ. 有価証券の評価基準及び評価方法
- | | |
|-------------------|--|
| 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
- ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法
- | | |
|--------|-----|
| デリバティブ | 時価法 |
|--------|-----|
- ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- | | |
|---------------------|---|
| ・ 商品、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
|---------------------|---|

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・ その他の無形固定資産

顧客関係資産については、その効果の及ぶ期間（12年～19年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。

ハ. リース資産

・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 損害賠償引当金

一部の連結子会社は、損害賠償金等の発生に備えるため、その見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社では、農薬、肥料・バイオスティミュラントの製造及び販売を主な事業としており、当該事業の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、対価については履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1～6ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

農薬、肥料・バイオスティミュラントの製品及び商品の製造及び販売は、契約条件に照らし合わせて顧客が製品及び商品に対する支配を獲得したと認められる時点に履行義務が充足されると判断していることから、顧客への出荷時、顧客への到着時、貿易上の諸条件に基づき収益を認識しております。

なお、製品及び商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人取引に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

また、これらの一部は取引数量等を条件としたリベートを付して販売していることから、変動対価が含まれます。取引対価は、契約において顧客と約束した対価から当該リベートの見積額を控除した金額で算定しております。

さらに、買戻し義務を負っている製品及び商品の販売取引に関して、顧客から買戻すと見込まれる製品及び商品については収益を認識せず、当社及び連結子会社が権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

加えて、当社及び連結子会社が、対価と交換に原材料等（以下「支給品」という。）を外部（以下「支給先」という。）に譲渡し、支給先における加工後、当該支給先から当該支給品（加工された製品に組み込まれている場合を含む。以下同じ。）を購入する場合があります（以下「有償支給取引」という。）。

有償支給取引について、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第104項に定める代替的な取り扱いを適用し、当社及び連結子会社が支給先から支給品を買い戻す義務を負っている場合、連結計算書類上は、当該支給品の消滅を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

ハ. ヘッジ会計の方法

為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

ニ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5～15年間の定額法により償却を行っております。

ホ. 消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(2)会計方針の変更に関する注記

[1] 収益認識基準に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は以下のとおりです。

① 販売奨励金

顧客に対して支払う販売奨励金等の一部については、従来は、販売奨励金等の確定額のみを売上高から控除、又は、販売費及び一般管理費として処理しておりましたが、販売奨励金等の見込額を売上高より控除する方法に変更しております。また、販売奨励金等の見込額は返金負債として「流動負債」に表示しております。

② 返品権付き販売

返品されると見込まれる商品又は製品については、従来は、売上総利益相当額に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、販売時に収益を認識せず、返品されると見

込まれる商品及び製品の対価を返金負債、返金負債の決済時に顧客から商品及び製品を回収する権利を返品資産として認識する方法に変更しております。また、返金負債は「流動負債」、返品資産は「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

③ 代理人取引

顧客への製商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。ただし、収益認識会計基準第85項に定める以下の方法を適用しております。

- (1)前連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約について、比較情報を遡及的に修正しないこと
- (2)前連結会計年度内に開始して終了した契約について、前連結会計年度の連結計算書類を遡及的に修正しないこと

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「電子記録債権」及び「売掛金」に含めて表示しております。

この結果、会計方針の変更による累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されており、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は25百万円減少しております。

[2] 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(3)会計上の見積りに関する注記

Blue Wave Holding B.V.の買収により認識されたのれんを含む無形固定資産の減損の兆候判断

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている固定資産14,089百万円には、Blue Wave Holding B.V.を含むクリザールグループ（以下「クリザールグループ」）の買収により認識されたのれん4,981百万円、無形固定資産2,202百万円、有形固定資産2,142百万円が含まれており、これらの合計金額は連結総資産の30.1%を占めています。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当該のれんを含む無形固定資産の減損の兆候に関する判断は、事業に関連する資産グループにのれんを加えたより大きな単位で行っています。

当該のれんを含む無形固定資産は、その効果の及ぶ期間にわたって均等償却しています。当該のれんを含む無形固定資産に関し、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナス、事業内容の変化等による回収可能価額を著しく低下させる変化もしくは経営環境の著しい悪化等の事象が生じているか、あるいは生じる見込みである場合には、減損の兆候があると判断する必要があります。

これらの事象が生じているか否か、あるいは生じる見込みであるか否かの観点で、特にクリザールグループの取得時から当連結会計年度までの営業活動から生ずる損益の実績及び今後の事業計画を踏まえて減損の兆候の有無を検討した結果、減損の兆候はないと判断しています。

上記の買収により超過収益力として認識されたのれんを含む無形固定資産には、クリザールグループにおける将来の売上高の成長性を反映されています。そのため、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっていない場合であっても、事業内容の変化や事業計画の前提となった経営環境の著しい悪化が生じ、事業計画で見込まれている売上高の成長性に影響を及ぼす場合には、減損の兆候があると認められる可能性があります。

(4)連結貸借対照表に関する注記

[1] 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

商品及び製品	553百万円
機械装置及び運搬具	277百万円
その他	94百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	290百万円
-------	--------

[2] 有形固定資産の減価償却累計額 6,657百万円

(5)連結株主資本等変動計算書に関する注記

[1] 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 11,072,000株

[2] 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年2月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	237	45	2021年12月31日	2022年3月16日

(注) 当社は、2022年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、2021年12月31日を基準日とする配当につきましては、当該株式分割前の実際の配当金の金額を記載しております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年2月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	475	45	2022年12月31日	2023年3月15日

(6)金融商品に関する注記

[1] 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については期末日に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び投融資に係る資金(長期)であり、一部の借入金については金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引については、社内管理規程に基づき、実需の範囲内で行うこととしております。

[2] 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日(当連結会計年度の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません(注2)をご参照ください。)。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

単位：百万円

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時 価 (*1)	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	428	427	△1
(2) 長期借入金	(5,951)	(5,930)	△20

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. デリバティブ取引

為替予約等の振当処理については、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理され、その時価は売掛金の時価に含めたため、記載しておりません。

金利スワップについては特例処理を採用しており、ヘッジ対象である長期借入金と一体として処理しているため、当該借入金の時価に含めて記載しております。

2. 市場価格のない株式等

関係会社株式（連結貸借対照表計上額82百万円）は、市場において取引がなく、市場価格がないため、「金融商品の時価等に関する事項」には記載しておりません。

[3] 金融商品の時価の適切な区分ごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整)相場価額により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	354	—	—	354
資産計	354	—	—	354

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	－	73	－	73
資産計	－	73	－	73
長期借入金	－	(5,930)	－	(5,930)
負債計	－	(5,930)	－	(5,930)

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。満期保有目的の債券は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(7)収益認識に関する注記

[1] 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(1)サービス別

(単位：百万円)

サービス名	金額
農薬	11,394
肥料・バイオスティミュラント	15,419
その他	146
顧客との契約から生じる収益	26,960
その他の収益	—
外部顧客への売上高	26,960

(2)国内外別

(単位：百万円)

国内外別	金額
国内	9,816
海外	17,143
顧客との契約から生じる収益	26,960
その他の収益	—
外部顧客への売上高	26,960

[2] 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(1)連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 [4] 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

[3] 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生しておらず、また過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(8) 1株当たり情報に関する注記

[1]	1株当たり純資産額	1,043円37銭
[2]	1株当たり当期純利益	214円12銭

(9)その他の注記

減損損失に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場	所	用	途	種	類		
当	社	事	業	用	資	産	建物付属設備、機械装置、その他
潤禾（舟山）植物科技有限公司		事	業	用	資	産	そ の 他

当社グループは管理会計上の単位を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当社鳴門工場において、固定資産の減損損失18百万円を計上しております。回収可能価額は使用価値により算定しており、その価値を零としております。

連結子会社である潤禾（舟山）植物科技有限公司は、今後の事業計画を勘案した結果、固定資産の減損損失1百万円を計上しております。回収可能価額は、正味売却価額を採用しております。

6. 株主資本等変動計算書

第13期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	461	504	1,899	2,404	6,007	6,007	△433	8,439
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	△21	△21	-	△21
遡及処理後当期首残高	461	504	1,899	2,404	5,985	5,985	△433	8,417
事業年度中の変動額								
当期純利益	-	-	-	-	2,154	2,154	-	2,154
剰余金の配当	-	-	-	-	△237	△237	-	△237
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△0	△0
自己株式の処分	-	-	6	6	-	-	25	32
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	6	6	1,917	1,917	25	1,949
当期末残高	461	504	1,905	2,410	7,903	7,903	△408	10,367

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	83	83	8,523
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	△21
遡及処理後当期首残高	83	83	8,501
事業年度中の変動額			
当期純利益	-	-	2,154
剰余金の配当	-	-	△237
自己株式の取得	-	-	△0
自己株式の処分	-	-	32
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△11	△11	△11
事業年度中の変動額合計	△11	△11	1,937
当期末残高	72	72	10,439

7. 個別注記表

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨て表示しております。

(1)重要な会計方針に係る事項に関する注記

[1] 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- イ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品、製品、原材料、仕掛品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

[2] 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・その他の無形固定資産 定額法によっております。

③ リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

[3] 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理しております。

[4] 収益及び費用の計上基準

当社は、農薬、肥料・バイオスティミュラントの製造及び販売を主な事業としており、当該事業の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、対価については履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね4～6ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

農薬、肥料・バイオスティミュラントの製品及び商品の製造及び販売は、契約条件に照らし合わせて顧客が製品及び商品に対する支配を獲得したと認められる時点に履行義務が充足されると判断していることから、顧客への出荷時、顧客への到着時、貿易上の諸条件に基づき収益を認識しております。

なお、製品及び商品の販売のうち、当社が代理人取引に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

また、これらの一部は取引数量等を条件としたリベートを付して販売していることから、変動対価が含まれます。取引対価は、契約において顧客と約束した対価から当該リ

ベートの見積額を控除した金額で算定しております。

さらに、買戻し義務を負っている製品及び商品の販売取引に関して、顧客から買戻すと見込まれる製品及び商品については収益を認識せず、当社が権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

[5] その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

② ヘッジ会計の方法

為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

③ 消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

④ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2)会計方針の変更に関する注記

[1] 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。これによる主な変更点は以下のとおりです。

① 販売奨励金

顧客に対して支払う販売奨励金等の一部については、従来は、販売奨励金等の確定額のみを売上高から控除、又は、販売費及び一般管理費として処理しておりましたが、販売奨励金等の見込額を売上高より控除する方法に変更しております。また、販売奨励金等の見込額は返金負債として「流動負債」に表示しております。

② 返品権付き販売

返品されると見込まれる商品又は製品については、従来は、売上総利益相当額に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、販売時に収益を認識せず、返品されると見

込まれる商品及び製品の対価を返金負債、返金負債の決済時に顧客から商品及び製品を回収する権利を返品資産として認識する方法に変更しております。また、返金負債は「流動負債」、返品資産は「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の計算書類となっております。ただし、収益認識会計基準第85項に定める以下の方法を適用しております。

- (1)前事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約について、比較情報を遡及的に修正しないこと
- (2)前事業年度内に開始して終了した契約について、前事業年度の計算書類を遡及的に修正しないこと

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「電子記録債権」及び「売掛金」に含めて表示しております。

この結果、会計方針の変更による累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されており、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は21百万円減少しております。

[2] 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(3)会計上の見積りに関する注記

関係会社株式（Blue Wave Holding B.V.に対する投資）の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式11,842百万円には、非上場の子会社であるBlue Wave Holding B.V.に対する投資8,002百万円が含まれており、総資産の31.9%を占めております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等については、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識が必要となります。

また、投資先の会社の超過収益力等を反映して、計算書類から得られる1株当たりの純資産額に比べて相当高い価額で当該投資先の会社の株式を取得する場合があります。この場合、その後の超過収益力等の減少により実質価額が著しく低下したときには、当該投資先の会社の財政状態の悪化がないとしても、当該投資について評価損の認識が必要となります。

当社は、超過収益力等が反映された価額でBlue Wave Holding B.V.株式を取得しております。そのため、同社株式の評価にあたって、1株当たりの帳簿価額と、事業計画における将来の売上高の成長性等の超過収益力等が反映された実質価額とを比較しております。その結果、同社株式の帳簿価額に対して実質価額が著しく低下していないと判断して、評価損を認識しておりません。この場合、買収以降において同社の財政状態が悪化していない場合でも、事業内容の変化や事業計画の前提となった経営環境の著しい悪化が生じ、事業計画で見込まれている売上高の成長性に影響を及ぼす場合には、投資の実質価額の評価に関し重要な判断が必要となり、評価損の認識が必要となる可能性があります。

(4)貸借対照表に関する注記

[1] 有形固定資産の減価償却累計額 1,291百万円

[2] 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

潤禾（舟山）植物科技有限公司 94百万円

[3] 関係会社に対する金銭債権、債務(区分表示したものを除く)は次のとおりであります。

短期金銭債権 542百万円

短期金銭債務 106百万円

(5)損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

1,004百万円

売上原価

660百万円

販売費及び一般管理費

263百万円

営業取引以外の取引高

329百万円

(6)株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

498,207株

(7)税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、棚卸資産評価損、賞与引当金、未払事業税等であります。

繰延税金負債の発生の主な原因は、退職給与負債調整勘定、その他有価証券評価差額金であります。

(8)関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Blue Wave Holding B.V.	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注)	2,084	関係会社短期貸付金	650
						関係会社長期貸付金	1,683
			利息の受取	利息の受取 (注)	12	その他流動資産	16

(注) 資金の貸付については市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(9)収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「(1)重要な会計方針に係る事項に関する注記 [4] 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(10) 1 株当たり情報に関する注記

[1]	1 株当たり純資産額	987円32銭
[2]	1 株当たり当期純利益	203円99銭